

⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方は免除の申請が可能です

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除・猶予および学生納付特例の申請が可能となりました。

対象 次の 2 点をいずれも満たした方

- ・ 2 月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- ・ 2 月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当（学生は学生納付特例基準相当）になることが見込まれる方

対象期間 2 月分～6 月分まで

申請方法 申請書・申立書は日本年金機構のホームページからダウンロードしていただくか、担当課までお電話いただければ郵送もできます。申請の手続きについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り郵送でお願いします。

HP : <http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

手続きに必要なもの 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書（臨時特例用）
学生の場合は、学生納付特例申請書と学生証の写しまたは在学証明書
本人確認できるもの（運転免許証等）、印鑑（シャチハタ以外）

申 保険年金課 笠間支所市民窓口課 岩間支所市民窓口課

水戸南年金事務所 水戸市柳町 2-5-17

問 保険年金課（内線 142） 笠間支所市民窓口課（内線 72123）

岩間支所市民窓口課（内線 73182）

水戸南年金事務所 TEL 029-227-3278（音声案内が流れたら 1→2）

ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-003-004



申請書・申立書はこちら

⑧ 放課後児童クラブ夏休み一時入所を受け付けます

夏休み期間中に家庭保育を受けられない児童を、各小学校に設置している放課後児童クラブでお預かりします。なお、定員超過している放課後児童クラブについては、入所できない場合があります。

受入日 8 月 8 日（土）、11 日（火）、12 日（水）

入所基準 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別の理由がある方

受付場所 子ども福祉課 各支所福祉課

申込方法 保育できない証明書等（保護者数分）を添付して窓口で直接お申し込みください。今回に限り、郵送による受け付けも行います。ただし、郵送で書類の不備がある場合は、審査対象外となりますのでご注意ください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。（市ホームページ⇒「放課後児童クラブ」で検索）

申込期限 6 月 12 日（金）

申・問 子ども福祉課（内線 164）

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、受け入れ期間の変更や受け入れができない可能性があります。

⑨ 野生イノシシへの CSF (豚熱) 経口ワクチンの散布を実施します

野生イノシシによる CSF 拡散防止の一環として、次のとおり経口ワクチンの散布を実施します。なお、人や他の動物が誤って食べても、体に害はありません。

日時 餌付け・散布：6 月 9 日（火）～19 日（金） 回収：6 月 24 日（水）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、日程が変更・中止となる場合があります。

場所 市内 20 ヲ所程度を予定

問 農政課（内線 527）